

●平成26年度 就学援助実施状況

①都道府県	②市町村名	③部署名	④TEL	1. 就学援助制度の周知方法										
				ア. 教育委員会のホームページに制度掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度掲載	ウ. 就学案内の書類に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対して制度を書面で周知	キ. 教職員向け説明会を実施	ク. 保護者向け説明会を実施するよう各学校へ指導	ケ. その他	ウェブサイトURL	
該当団体数				28	15	4	3	11	15	15	3	0	5	13
山梨県	甲府市	学事課	055-223-7322	○	○		○	○	○				○	<a href="http://www.city.kofu.yamanashi.jp/jakui/kyoiku/kyoiku/shugaku/enjoseido.html">http://www.city.kofu.yamanashi.jp/jakui/kyoiku/kyoiku/shugaku/enjoseido.html</a>
山梨県	富士吉田市	学校教育課	0555-23-1785	○		○	○	○					○	<a href="http://web.fujinet.ed.jp">http://web.fujinet.ed.jp</a>
山梨県	都留市	学校教育課	0554-43-1111(内線213)		○			○	○					
山梨県	山梨市	学校教育課	0553-22-1111	○		○			○					<a href="http://www.city.yamanashi.yamanashi.jp/citizen/guide/educat/school/nyugaku.html">http://www.city.yamanashi.yamanashi.jp/citizen/guide/educat/school/nyugaku.html</a>
山梨県	大月市	学校教育課	0554-23-8047	○			○	○						<a href="http://www.city.otsuki.yamanashi.jp/">www.city.otsuki.yamanashi.jp/</a>
山梨県	韭崎市	教育課 学校教育担当	0551-22-1111(内線265)	○			○	○	○					<a href="https://www.city.nirasaki.lg.jp/docs/2013021609662/">https://www.city.nirasaki.lg.jp/docs/2013021609662/</a>
山梨県	南アルプス市	教育委員会 教育総務課	055-282-7777	○					○	○				<a href="http://www.city.minami-alps.yamanashi.jp">www.city.minami-alps.yamanashi.jp</a>
山梨県	北杜市	北杜市教育委員会 教育総務課	0551-42-1371		○			○		○			○	
山梨県	甲斐市	教育委員会教育部学校教育課	055-278-1696						○					
山梨県	笛吹市	教育委員会学校教育課学務担当	055-261-3337	○			○	○	○					<a href="http://www.city.fuefuki.yamanashi.jp/">http://www.city.fuefuki.yamanashi.jp/</a>
山梨県	上野原市	学校教育課 教育総務担当	0554-62-3408	○			○	○	○					
山梨県	甲州市	教育総務課	0553-32-1412				○	○						
山梨県	中央市	教育委員会教育総務課	055-274-8521						○					
山梨県	市川三郷町	教育総務課	055-272-6093	○			○	○	○	○				<a href="http://www.town.ichikawamisato">http://www.town.ichikawamisato</a>
山梨県	早川町	教育委員会 教育課	0556-45-2547										○	
山梨県	身延町	身延町教育委員会学校教育課学校教育担当	0556-20-3016	○				○						
山梨県	南都町	学校教育課	0556-64-4842					○	○					
山梨県	富士川町	教育総務課 総務学校担当	0556-22-5361	○					○					<a href="http://www.town.fujikawa.yamanashi.jp/life/education/school/enjo.html">http://www.town.fujikawa.yamanashi.jp/life/education/school/enjo.html</a>
山梨県	昭和町	学校教育課	055-275-8631	○				○	○					<a href="http://www.town.showsa.yamanashi.jp/guide/benri.php?id=254">http://www.town.showsa.yamanashi.jp/guide/benri.php?id=254</a>
山梨県	道志村	教育委員会	0554-52-1020		○									
山梨県	西桂町	教育委員会学校教育係	0555-25-2941						○					
山梨県	忍野村	教育委員会 総務学校教育係	0555-84-2042	○										<a href="http://www.vill.oshino.lg.jp">http://www.vill.oshino.lg.jp</a>

①都道府県	②市町村名	③部署名	④TEL	1. 就学援助制度の周知方法											
				ア. 教育委員会のホームページに制度掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度掲載	ウ. 就学案内の書類に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度の連絡に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対して制度を画面で周知	キ. 教職員向け説明会を実施	ク. 保護者向け説明会を実施するよう各学校へ指導	ケ. その他	ウェブサイトURL		
山梨県	山中湖村	教育委員会	0555-62-3813				○								
山梨県	鳴沢村	教育課	0555-85-2606	○			○	○							<a href="http://www.vill.narusawa.yamanashi.jp/forms/info/info.aspx?info_id=7050">http://www.vill.narusawa.yamanashi.jp/forms/info/info.aspx?info_id=7050</a>
山梨県	富士河口湖町	教育委員会 学校教育課	0555-72-6052	○									○		<a href="http://www.town.fujikawaguchiko.lg.jp/">http://www.town.fujikawaguchiko.lg.jp/</a>
山梨県	小菅村	教育委員会	0428-87-0111							○					
山梨県	丹波山村	教育委員会	0428-88-0211												
山梨県	河口湖南中学校 組合	教育委員会事務局	0555-72-1822			○	○	○							

①都道府県	②市町村名	2. 平成26年度 準要保護の認定基準について																	ソ又はタの基準(生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの)を使用している場合の、生活保護の基準額に掛ける倍率および目安額			テ(その他)の場合の内容	平成25年度 準要保護・準要保護就学援助率				
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	倍率			基準根拠	目安額		
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が職業安定所登録日雇労働者	P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が乏しい者または通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が自動的に要件が変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	市区町村民税(所得割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他						課税所得等の分類	基準額の時期
	該当団体数	26	25	25	24	23	25	8	7	15	22	8	9	12	11	3	2	0	0	12							
山梨県	甲府市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○					○	1.3	その他	前年度	373	保護者が不慮の災害、事故及び疾病等によりその世帯の生計に著しい変化を生じ、生活が困難と認められる者	15%未満	
山梨県	富士吉田市														○						1.2	課税所得	前々年度	436		10%未満	
山梨県	都留市	○	○	○	○	○	○			○										○					その他教育長が、就学援助が必要と認める者	15%未満	
山梨県	山梨市	○	○	○	○	○	○						○	○						○					民生委員による判定	15%未満	
山梨県	大月市	○	○	○	○	○	○			○																10%未満	
山梨県	韭崎市	○	○	○	○	○	○			○				○						○					学校長の意見書等により生活が困難であると教育委員会が特別に認める場合	15%未満	
山梨県	南アルプス市	○	○	○	○	○	○			○	○			○						○					所得や学校長からの意見書などをもとにして教育委員会が特に認めたもの	10%未満	
山梨県	北杜市	○	○	○	○	○	○			○	○			○												10%未満	
山梨県	甲斐市	○	○	○	○	○	○			○				○						○					注)国が保護と教育委員会が認めらる場合、その場合は、教育委員会長の所轄の自治体(国が保護と教育委員会が認めらる場合)に認めらる場合	15%未満	
山梨県	笛吹市	○	○	○	○	○	○			○	○			○		○					1.3	課税所得	当該年度	300		15%未満	
山梨県	上野原市	○	○	○	○	○	○			○	○			○						○					生活福祉資金貸付制度による貸付 ○その他の上野原市立小・中学校長又は民生(児童)委員が特に援助を必要と認める状態にある者	10%未満	
山梨県	甲州市	○	○	○	○	○	○			○	○			○						○					特別支援教育就学援助事業の需要額に1.2を乗じて得た額未満	15%未満	
山梨県	中央市	○	○	○	○	○	○			○	○			○												10%未満	
山梨県	市川三郷町	○	○	○	○	○	○								○					○	1.2	給与収入(税引き前)	前年度	251	国が保護と教育委員会が認めらる場合、その場合は、教育委員会長の所轄の自治体(国が保護と教育委員会が認めらる場合)に認めらる場合	20%未満	
山梨県	早川町	○	○	○	○	○	○			○				○												10%未満	
山梨県	身延町	○	○	○	○	○	○																			15%未満	
山梨県	南都町						○																			10%未満	
山梨県	富士川町	○	○																							10%未満	
山梨県	昭和町	○	○	○	○	○	○			○	○			○						○						保護者が不慮の災害、事故及び疾病等によりその世帯の生計に著しい変化を生じ、生活が困難と認められる者	15%未満
山梨県	道志村	○	○	○	○	○	○			○	○			○							1.5	課税所得	当該年度	310		10%未満	
山梨県	西桂町	○	○	○	○	○	○			○																10%未満	
山梨県	忍野村	○	○	○	○	○	○			○																10%未満	

①都道府県	②市町村名	2.平成26年度 準要保護の認定基準について																			ソ又はタの基準(生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの)を使用している場合の、生活保護の基準額に掛ける倍率および目安額	テ(その他)の場合の内容	平成25年度準要保護・準要保護就学援助率						
		ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	イ 市町村民税の非課税	ウ 市町村民税の減免	エ 国民年金保険料の免除	オ 国民健康保険料の減免または徴収の猶予	カ 児童扶養手当の支給	キ 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ 個人の事業税の減免	コ 固定資産税の減免	サ 学校納付金の納付状態が悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品等不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ 経済的理由による欠席日数が多い者	ス 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ 生活福祉資金による貸付	ソ 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)	タ 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの	チ 市区町村民税(所得割)課税数下限限度額に一定の係数を掛けたもの	ツ 市区町村民税(均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	テ その他				倍率	基準根拠	目安額	課税所得等の分類	基準額の時期	
山梨県	山中湖村	○	○	○	○	○			○																				5%未達
山梨県	鴨沢村	○	○	○	○	○													○								その他教育長が、就学援助が必要と認める者		5%未達
山梨県	富士河口湖町	○	○	○	○	○			○										○								学校長意見書、民生委員証明確書により認定		10%未達
山梨県	小菅村	○		○						○		○	○																0%未達
山梨県	丹波山村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																0%未達
山梨県	河口湖南中学校組合	○	○	○	○	○			○	○																			10%未達

①都道府県 ②市町村名		3. 平成26年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応																			
		問A-1 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)					問A-2					問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)				
		維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応していない」	ア. 他の認定基準に該当するかを確認	イ. 学校や教育委員会で家計等の状況を個別判断	ウ. 25年度に対象であった世帯等については、25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ. 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ. その他	ア. スクールソーシャルワーカー(以下「S SW」)の活用	イ. SSW以外の外部人材	ウ. 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修	エ. 福祉担当部局等と連携した取組	オ. 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ. 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ. 子供医療費助成制度	ク. 対象者への手厚い支援
該当団体数	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨県	甲府市																				
山梨県	富士吉田市																				
山梨県	都留市																				
山梨県	山梨市																				
山梨県	大月市																				
山梨県	韭崎市																				
山梨県	南アルプス市																				
山梨県	北杜市																				
山梨県	甲斐市																				
山梨県	笛吹市																				
山梨県	上野原市																				
山梨県	甲州市																				
山梨県	中央市																				
山梨県	市川三郷町			○																	
山梨県	早川町																				
山梨県	身延町																				
山梨県	南都町																				
山梨県	富士川町																				
山梨県	昭和町																				
山梨県	道志村																				
山梨県	西桂町																				
山梨県	忍野村																				

①都道府県 ②市町村名		3. 平成26年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応																			
		問A-1 係数を見直したか					問A-2		問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困難している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)							
維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応していない」	ア 他の認定基準に該当するかを確認	イ 学校や教育委員会で家計等の状況を個別判断	ウ 25年度に対象であった世帯等については、25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ その他	ア. スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ. SSW以外の外部人材	ウ. 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修	エ. 福祉担当部局等と連携した取組	オ. 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ. 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ. 子供医療費助成制度	ク. 対象者への手厚い支援	ケ. その他	
山梨県	山中湖村																				
山梨県	鳴沢村																				
山梨県	富士河口湖町																				
山梨県	小菅村																				
山梨県	丹波山村																				
山梨県	河口湖南中学校組合																				

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)																			問C 補足事項等	
		問B-1 認定基準額を下げたか					問B-2		問B-3 問B-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問B-4 問B-2で対応していない場合、経済的に困窮している児童生徒に対するの就学援助制度以外の取組(複数回答)								
		下げた	下げている	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応していない」	ア 他の認定基準に該当するかを確認	イ 学校や教育委員会等での状況を個別判断	ウ 25年度に対象であった世帯等については、別の世帯等については、25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ 特別な事情のある世帯については、別の世帯等については、25年8月以前の基準を踏まえて認定	オ その他	アル スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ SSW以外の外部人材	ウ 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修	エ 福祉担当部局等と連携した取組	オ 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ 子供医療費助成制度	ク 対象者への手厚い支援	ケ その他
	該当団体数	1	0	1	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨県	甲府市																					基準額の時期を変更(平成25年4月1日に固定)
山梨県	富士吉田市																					基準額の時期を変更(平成24年12月31日に固定)
山梨県	都留市																					
山梨県	山梨市																					
山梨県	大月市																					
山梨県	韭崎市																					
山梨県	南アルプス市																					
山梨県	北社市																					
山梨県	甲斐市																					
山梨県	笛吹市	○					○				○											
山梨県	上野原市																					
山梨県	甲州市																					
山梨県	中央市																					
山梨県	市川三郷町																					
山梨県	早川町																					
山梨県	身延町																					
山梨県	南都町																					
山梨県	富士川町																					
山梨県	昭和町																					
山梨県	道志村			○																		
山梨県	西桂町																					
山梨県	忍野村																					

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)																			問C 補足事項等			
		問B-1 認定基準額を下げたか					問B-2		問B-3 問B-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問B-4 問B-2で対応していない場合、経済的に困窮している児童生徒に対する就学援助制度以外の取組(複数回答)										
		下げた	下げている	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っていない」	ア 他の認定基準に該当するかを確認	イ 学校や教育委員会で家計等の状況を個別判断	ウ 25年度に对象であった世帯等については、25年8月以前の基準額を踏まえて認定	エ 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けて認定	オ その他	ア. スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ. SSW以外の外部人材	ウ 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修	エ. 福祉担当部局等と連携した取組	オ. 福祉担当部局の連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ. 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ. 子供医療費助成制度		ク. 対象者への手厚い支援	ケ. その他	
山梨県	山中湖村																							
山梨県	鳴沢村																							
山梨県	富士河口湖町																							
山梨県	小菅村																							
山梨県	丹波山村																							
山梨県	河口湖南中学校組合																							